



河川サポーターだより

発行：令和2年11月5日

国土交通省中国地方整備局
岡山河川事務所
占用調整課

国土交通省

No.11

この河川サポーターだよりは、岡山河川サポーターの方々に岡山河川事務所から河川に関する情報をお届けするものです。

◎台風期前の堤防点検を行いました！

岡山河川事務所では、本格的な台風期に備え、毎年9月頃に吉井川・旭川・高梁川の国管理区間の堤防に異常が発生していないか点検を実施しています。点検は岡山河川事務所及び高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所の職員のほか防災エキスパート（※）、河川維持業者により行います。堤防に穴や亀裂、緩み、崩れなどの異常が発生していないか確認し、タブレット端末を用いて点検を行っています。今年度は9月15日に旭川、16日に高梁川、18日に吉井川の点検を行い、岡山河川事務所及び高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所の職員延べ51人、防災エキスパート延べ9人、河川維持業者延べ12人の計延べ72人が参加し、点検を実施しました。点検の結果、高梁川にて早急に対応を必要とする箇所が2箇所見つかったため、早急に措置を行っていきます。



※防災エキスパート

「阪神・淡路大震災」を教訓に、地震・風水害などの大規模災害時に、被災した公共施設等の被災情報の収集などをボランティアとして行う「防災エキスパート制度」が創設されました。

◎サポーターだよりをHPに掲載しています

これまでにお届けした河川サポーターだよりのバックナンバーについて、岡山河川事務所ホームページへの掲載を始めました。今後も発行する毎にホームページに掲載していきます。是非ご覧ください。



河川サポーターだより

国土交通省では、沿川住民の協力の下で、河川整備、河川利用または河川環境に関する地域の要望を把握し、地域との連携を進め、あわせて河川整備意思の普及啓発および河川の適正な維持管理に資するために、岡山河川サポーター制度を実施しています。
岡山河川事務所では、毎年8月頃にサポーターを募集しております。（※令和2年度募集は終了いたしました。）
「河川サポーターだより」はサポーター登録されている方へ不定期でお届けしているものです。
主に岡山河川事務所の活動やサポーターの方からの報告を掲載しています。

（お問い合わせ先）岡山河川事務所 占用調整課 電話：086-223-5193

河川サポーターだより一覧

- ・第1（平成28年12月2日）
- ・第2（平成29年3月2日）
- ・第3（平成29年6月14日）
- ・第4（平成29年11月27日）
- ・第5（平成30年3月1日）
- ・第6（平成30年6月26日）
- ・第7（平成31年1月28日）
- ・第8（令和元年12月27日）
- ・第9（令和2年3月21日）
- ・第10（令和2年8月26日）

<https://www.cgr.mlit.go.jp/okakawa/kouhou/kasensapo-ta-kasensapo-ta-dayori.htm>

（裏面に続く）

◎河川に関する写真を募集します！

河川の魅力について一般に広く伝え、河川愛護思想の普及・促進を図るため河川に関する写真を募集します。(例：河川が入った風景写真、河川・河川敷に生息する生き物の写真、河川敷の季節の草花の写真など) 応募いただいた写真はこちらで選定させていただき、サポーターだよりに掲載します。

●応募方法

メールにて写真を添付し送付いただくか、印刷したものを郵送・持参ください。用紙・サイズは問いません。(宛先：info-okakawa@cgr.mlit.go.jp)

その際には下記の項目を記載し送付してください。

①撮影者 ※非公開の場合は名前の後に「(非公開)」と記載をお願いします。

②撮影日

③撮影場所(河川、右岸左岸どちらか、市町村など)

例1：○川右岸▲市口町

例2：○川右岸■橋付近、○川△神社付近の河川敷など(目印になるような建物等の記載)

例3：○川左岸7k800 (現地の距離標(下部写真参照)にてご確認下さい)

④タイトルまたは簡単な写真の紹介

●応募条件

- ・令和2年度サポーター登録者が撮影者及び応募者であること
- ・河川または河川敷が写っていること
- ・人物が写っている場合、公開されることについて同意を得ていること、または人物が特定できないくらい非常に小さいこと

※注意事項

- ・河川敷は誰でも自由に使用することができます。他の利用者が特定できる写真を許可なく撮るなど、迷惑になる行為はやめてください。
- ・私有地や危険な場所には立ち入らないでください。

○堤防天端(堤防の一番高くなっている箇所)に河口からの距離を表示した「距離標」を200m毎に設置しています。

現地で距離標が確認できる場合は距離標もお知らせ下さい。



○ 河口の方(川の流れる向き)を見て右側の岸を右岸(うがん)、左側の岸を左岸(さがん)と呼んでいます。

応募例



高梁川にて散歩中のあひるの親子発見 など…

皆様のご応募お待ちしております！

皆様からの河川異状等に関する情報提供や、
河川清掃等の活動報告をお待ちしております！

◇問合せ等連絡先◇

〒700-0914 岡山市北区鹿田町二丁目4番36号

国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所 占用調整課

TEL：086-223-5193 FAX：086-232-4195

岡山河川事務所のホームページでは高梁川、旭川、百間川、吉井川のいろいろな情報を見ることができますので、ぜひ下記のアドレスまでアクセスしてください。

<http://www.cgr.mlit.go.jp/okakawa/>